

取引所為替証拠金取引に関するマーケットメイク業務等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、取引所為替証拠金取引に関する業務規程の特例（以下「為替特例」という。）第4章の規定に基づき、マーケットメイカーがマーケットメイカーとしての義務を遂行するために行う業務（以下「マーケットメイク業務」という。）等に関し本取引所が必要と認める事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、特に定めのある場合を除き、定款、業務規程及び為替特例に定めるところによる。

(マーケットメイカーの指定)

第3条 本取引所は、為替特例第10条の規定によりマーケットメイカーを募集するときは、募集期間を定めて、マーケットメイカーを募集するものとする。

2 マーケットメイカーへの指定を希望する既に為替証拠金取引参加者である者又は為替証拠金取引資格の取得を申請する者（以下「応募申請者」という。）は、前項の募集期間中に、本取引所が定める「マーケットメイカー応募申請書」を提出するものとする。

3 本取引所は、マーケットメイカーの指定に係る審査を行うときは、当該応募申請者の本取引所、所属の国内の他の金融商品取引所、外国金融商品取引所等、及び金融市場等における実績、マーケットメイカーとしての義務を本取引所が定める指定時間帯において遂行するために必要なシステム、事務処理体制及びサポート体制の整備状況等を総合的に勘案し、審査を行うものとする。

4 本取引所は、マーケットメイカーを指定するときは、その任期の開始日時を定めて、当該マーケットメイカーに対し書面により通知するものとする。

(平成19年9月30日、平成20年10月27日 変更)

(マーケットメイク呼び値を提示する取引所為替証拠金取引)

第4条 前条の規定によりマーケットメイカーの指定を受けた者は、本取引所が指定した取引所為替証拠金取引についてマーケットメイク呼び値を提示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、取引所は、真にやむを得ない事情があると認めるときは、マーケットメイカーの指定を受けた者に対し、特定の取引所為替証拠金取引についてマーケットメイク業務を免除することができる。

(平成 19 年 9 月 30 日 追加、平成 20 年 10 月 27 日 変更)

(指定時間帯)

第 5 条 為替特例第 11 条第 1 項に規定する本取引所が別に定める指定時間帯は、取引所為替証拠金取引の種類に応じて、為替特例第 5 条第 1 項又は第 2 項に規定するプレオープン時間帯開始時から付合せ時間帯終了時までとする。

(平成 20 年 10 月 27 日 変更)

(マーケットメイク呼び値の提示に係る遵守事項)

第 6 条 マーケットメイカーが為替特例第 11 条第 1 項の規定に基づきマーケットメイク呼び値を提示するときは、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) マーケットメイク売呼び値の価格とマーケットメイク買呼び値の価格との差が、本取引所が適正と認める価格差となるよう、マーケットメイク呼び値を提示すること。
- (2) マーケットメイク売呼び値に係る数量及びマーケットメイク買呼び値に係る数量が、本取引所が適正と認める数量となるよう、マーケットメイク呼び値を提示すること。

(スワップポイント参考値の提示時間帯)

第 7 条 対円取引に係る為替特例第 11 条第 4 項に基づくマーケットメイカーのスワップポイント参考値の提示は、次に定める時間帯に行うものとする。

- (1) 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日
一取引日における付け合せ時間帯の終了時の属する暦日の午前 6 時 30 分から午前 7 時 00 分までとする（アメリカ合衆国ニューヨーク州が夏時間適用時については、午前 5 時 30 分から午前 6 時 00 分までとする。）。
- (2) 金曜日
一取引日における付け合せ時間帯の終了時の属する暦日の午前 5 時 30 分から午前 6 時 00 分までとする（アメリカ合衆国ニューヨーク州が夏時間適用時については、午前 4 時 30 分から午前 5 時 00 分までとする。）。
- 2 クロスカレンシー取引に係る為替特例第 11 条第 4 項に基づくマーケットメイカーのスワップポイント参考値の提示は、次に定める時間帯に行うものとする。
 - (1) 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日
一取引日における付け合せ時間帯の終了時の属する暦日の午前 6 時 00 分から午前 6 時 30 分までとする（アメリカ合衆国ニューヨーク州が夏時間適用時にあつては午前 5 時 00 分から午前 5 時 30 分までとする。）。

(2) 金曜日

一取引日における付合せ時間帯の終了時の属する暦日の午前 5 時 00 分から午前 5 時 30 分までとする（アメリカ合衆国ニューヨーク州が夏時間適用時にあつては午前 4 時 00 分から午前 4 時 30 分までとする。）。

- 3 本取引所は、必要があると認めるときは、前 2 項に規定する時間帯を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨をマーケットメイカーに通知する。

(平成 19 年 9 月 30 日、平成 20 年 1 月 14 日、平成 20 年 10 月 27 日 変更)

(マーケットメイク呼び値等に係る聴取)

第 8 条 本取引所は、マーケットメイク業務の健全な運営のため必要と認めるときは、マーケットメイカーに対し、マーケットメイク呼び値及びスワップポイント参考値の提示について聴取を行い、マーケットメイカーはこれに応じるものとする。

(マーケットメイカーの指定の取消等)

第 9 条 本取引所は、為替特例第 13 条の規定に基づき、マーケットメイク業務の全部又は一部の一時停止措置又はマーケットメイカーの指定の取消しを行なうときは、当該マーケットメイカーに対し、業務の停止又は指定の取消しの効力発生日時を定めて、書面により業務の停止又は指定の取消しの通知をなすものとする。

(マーケットメイカーの辞任)

第 10 条 マーケットメイカーは、為替特例第 15 条の規定に基づき、マーケットメイカーを辞任するときは、その任期の開始日時以後 12 月以上経過した日時を辞任の効力発生日時と定めて、その 6 月前までに本取引所に対し書面により通知することにより、マーケットメイカーを辞任できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、マーケットメイカーは、本取引所が真にやむを得ないと認める事由によりマーケットメイク業務の継続が困難となった場合は、本取引所の承認を受けてマーケットメイカーを辞任することができる。

(平成 17 年 10 月 24 日、平成 20 年 10 月 27 日 変更)

(特定マーケットメイカーの辞任)

第 11 条 前条の規定は、特定マーケットメイカーが為替特例第 17 条の 2 第 2 項の規定に基づき特定マーケットメイカーを辞任する場合について準用する。この場合において、前条第 2 項中「マーケットメイク業務」とあるのは、「特定マーケットメイカーとして

の業務」と読み替えるものとする。

(平成 19 年 9 月 30 日、平成 20 年 10 月 27 日 変更)

(規則の変更通知)

第 12 条 本取引所は、この規則を変更するときは、為替証拠金取引参加者に事前にこれを通知するものとする。

(必要事項の決定等)

第 13 条 本取引所は、この規則に規定するもののほか、必要な事項につき細則を定め又は必要な措置を講ずることができる。

2 本取引所は、前項の細則を定めたとき又は同項の措置を講じたときは、遅滞なくマーケットメイカーに通知するものとする。

(マーケットメイカー取扱担当者の届出等)

第 14 条 マーケットメイカーは、第 3 項に規定する本取引所からの当該マーケットメイカーに対する要請又はその他一切の通知等を受領するために、為替責任者に対して、参加者端末装置の設置場所に常駐している者の中から当該マーケットメイカーの受領代理人（以下「マーケットメイカー取扱担当者」という。）を、1 名以上選任する権利及びこれを解任する権利を付与するものとする。

2 マーケットメイカー又は為替責任者は、前項の規定によりマーケットメイカー取扱担当者を選任又は変更しようとするときは、あらかじめ所定の届出書を本取引所に届け出るものとする。

3 本取引所は、この規則又は前条に規定する細則若しくは措置に基づき、マーケットメイカーに対し呼び値の要請又はその他一切の通知等をなすときは、当該マーケットメイカーの為替責任者又はマーケットメイカー取扱担当者のうちいずれか 1 名にこれをなせば足りるものとする。

(マーケットメイク用為替 ID の指定)

第 15 条 マーケットメイカーは、本取引所が指定する為替 ID をマーケットメイク用為替 ID として使用しなければならない。

附則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 17 年 10 月 24 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 20 年 1 月 14 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 20 年 10 月 27 日から施行する。